

## フランスにおける拘禁刑代替措置について

### (目次)

- 1 刑事施設被収容者等に関する状況
- 2 刑罰の修正 (aménagement de peine) の諸相
  - (1) 刑罰の修正 (aménagement de peine) の意義
  - (2) 他の制度との比較
  - (3) 仮釈放 (libération conditionnelle)
  - (4) 外部収容 (placement a l'extérieur)
  - (5) 半自由 (semi-liberté)
  - (6) 電子監視 (placement sous surveillance électronique)
- 3 公益奉仕命令 (travail d'intérêt général)
- 4 執行猶予 (sursis)

### (本文)

#### 1 刑事施設被収容者等に関する状況

・ 統計資料

・ 関連部局等

#### (1) SPIP (スピップ)

Service pénitentiaire d'insertion et de probation

社会復帰・保護観察所

行刑施設の内外で司法上の統制処分を受けている者の社会復帰を促進するための諸活動に従事

司法省の一部署。各県に1か所ずつ配置。1999年に設置

具体的な対象者ないし管轄事項は、

司法監視、保護観察等の対象者

公益奉仕命令等、拘禁刑代替措置を受けた者

拘禁刑受刑者 (SPIPはカウンセラーとしても活動)

日本の保護観察所（観察官）に比して所轄範囲が広い。

## （２）刑罰修正センター

刑罰の修正を受ける者の準備教育施設。

SPIP と連携し、被収容者が刑罰の修正を受けうるようにするために、種々のプログラムを提供する。

パリ近郊には、ヴィルジュイフ刑罰修正センターがある。

最新の刑罰修正センター（２００６年６月２０日開所）、半自由区を併設。

## ２ 刑罰の修正（aménagement de peine）の諸相

### （１）刑罰の修正（aménagement de peine）の意義

- ・ 拘禁刑が宣告された場合に、有罪認定された者の状況に応じて、拘禁の程度を軽減する制度

- ・ 制度の趣旨

社会復帰の段階的实施により、社会復帰の確実性を高める。諸制度におおむね共通して見られる点は、以下のとおり。

行刑施設外で仕事に従事させる。

被害者（ないし付帯私訴原告）に対する損害賠償を促進させる（とも関係）。

行刑施設外で治療を受けさせる（治療は司法省の所管ではない）。

有罪認定された者と家族等社会の関係を維持させ、その精神状態を安定させて再犯を防止する

行刑施設の過剰収容状態の回避ないし解消

- ・ 各制度の相互関係

拘禁状態（écrou）からの解放の程度を大きいものから並べると次のとおり

仮釈放 > 行刑上の監視無しの外部収容 > 行刑上の監視付きの外部収容 > 半自由

電子監視（独自の地位）

仮釈放：条件付きながら拘禁状態から解放するもの  
既決囚に対してのみ可能

それ以外：拘禁状態を維持しつつ刑事施設の外部との接触を可能にするもの  
既決の者に仮釈放を許可するための試験的措置としても利用される  
既決だが、刑罰が執行されていない者に対しても可能

外部収容：行刑施設における拘禁を継続しつつ、一定の義務を課した上で、  
行刑施設外に収容しつつ、一定の作業の実施を許可するもの  
施設外の収容場所は、協力団体の職場、居住施設等

行刑上の監視無しの外部収容：外部で宿泊

行刑上の監視付きの外部収容：行刑施設に帰還して宿泊

半自由：行刑施設における拘禁を継続しつつ、一定の時間、施設外での活動を認めるもの

電子監視：固定電話回線が接続されている場所を居所として指定し、その場所での居住等を義務づけるもの

未決勾留に代わる司法監督の手段ともなりうる

・運用状況（その概観）

刑罰の修正（総数）は、2006年（同年中に宣告されたもの）で21246件。  
2005年に比べて11%の増加。

半自由、外部収容、電子監視については、「犯罪の進化に司法を適合させるための法律」（loi Perben 2・la loi du 9 mars 2004 entre en vigueur le 1er janvier 2005）により、修正が加えられた（関連箇所につき後述）。

（2）他の制度との比較

- ・公益奉仕命令                    3で概説。

- ・ 判決の宣告猶予（刑法典 132-63 条）

- ・ 執行猶予（刑法典 132-40 条以下）

有罪認定された者であって、執行猶予となった者には、一定の義務が課される（特定人との面会禁止義務、特定の場所に行くことの禁止等）。4 で概説。

- ・ 司法監視（*contrôle judiciaire*）

予審判事又は釈放勾留判事の命令により、拘禁刑に代えてなされる処分。刑事手続の種々の段階でなされる。

予審開始決定（*mise en examen*）がなされた者で、無罪の推定が及ぶ者に対して、予審の必要性から、あるいは保安処分（*mesures de sûreté*）の手段として、義務が課されることがある（*刑訴法典* 137 条）。その場合、対象者は、司法官（*magistrat*）の監視の下に置かれる。司法官は、対象者の援助を SPIP に要請することができる。

2006 年 1 月 1 日現在では、この種の司法監視は、SPIP の支援の下、3907 件、実施。

有罪認定された者であって、司法監視に付された者には、一定の義務が課される（SPIP からの呼び出しに応ずる義務、特定人との面会禁止義務、特定の場所に行くことの禁止等）。

他方で、司法監視に付された者は、それ以外の面では通常の社会生活を送れるという利点がある。

- ・ 社会追跡調査（*suivi socio-judiciaire*）（*刑法典* 131-36-1 条）

刑罰の一つ。

被告人につき有罪認定がなされた場合、とりわけ、性犯罪について有罪とされた場合に、主刑として、あるいは補充刑として、科せられる刑罰。

（後述する）保護観察付き執行猶予が付された拘禁刑の場合と同様に、社会追跡調査においても、対象者は、SPIP からの支援と監視を受け、一定の義務を課され、治療命令（*injonction de soins*）等、裁判所の命令を受ける。治療義務（*obligation de soins*）の場合とは異なり、社会追跡調査の場合にしばしば発せられる治療命令（*injonction de soins*）においては、対象者は、自らが選んだセラピーのカウンセリングを受けることに加えて、医療関係者のカウ

ンセリングを受けることが義務づけられる。その医療関係者は、最低1回、刑罰適用判事に対して、対象者の治療と精神状態につき報告しなければならない。

社会追跡調査が実施される期間は、不定期でありうる。

2006年1月1日現在では、社会追跡調査は、SPIPの支援の下、1165件、実施。

### (3) 仮釈放 (liberation conditionnelle)

- ・ 主要関連規定

刑事訴訟法典第729条ないし第733条等

- ・ 意義

拘禁刑の執行を受けている者に対して、一定の義務を課すことで、その執行を停止し、その再社会化と再犯防止を目指す制度。

その義務とは、

- ( ) 一定の教育や実習 (stage)、研修を受けること、
- ( ) 一時的に就労すること、
- ( ) 家族生活にとって不可欠な行事に参加すること、
- ( ) 治療を継続すること等である。

仮釈放中は、司法監視に服する。即ち、仮釈放を受けた者は、刑罰適用判事とSPIPの監督下に置かれる。仮釈放を受けた者に義務違反がないかは、SPIPが監視する。

- ・ 申立権者

有罪を認定され、自由剥奪刑を宣告された者

自らが再社会化 (réinsertion・社会復帰) のための真摯な努力を続けていることを証明する必要がある。特に証明を要するとされるのは、以下の事項。

- 職業活動や職業訓練に精練していること、
- 職業研修を受け、社会復帰の準備をしていること
- 家族生活に必須の活動に参加すること
- 被害者に対する損害賠償に努力していること等

- ・ 要件

(原則) 残刑期間以上の期間、刑の執行が既になされていること  
(再犯者) 残刑期間の2倍以上の期間、刑の執行が既になされていること

(例外) いずれの場合でも、保安期間 (période de sûreté) ( ) 中は仮釈放を許可しないことができる。

(保安期間: 判決宣告時に言い渡される期間。15年以内。  
再犯の要件を満たす者は18年以内。  
無期懲役の場合は22年以内。)

・ 効果

仮釈放の期間中、各種の司法監視に服する

司法監視中の状況は、SPIPによって観察される。

司法監視上の義務として、(仮釈放にかかわらず、各種の刑罰の修正に共通するものとして)は、住居を維持すること、SPIP又はJAPとの面会要請に応じること等がある。

期間を満了すれば釈放が確定し、仮釈放の日をもって刑が終了したものとされる。

遵守事項等に違反すれば、仮釈放が取り消される。

司法監視に服する期間

(原則) 残刑期間満了まで

(例外) 残刑期間満了後1年間の延長可能

(最大期間) 有期拘禁刑の場合は10年以下。  
無期拘禁刑の場合は5年以上10年以下。

・ 決定権者

刑罰適用判事 (juge de l'application des peines・JAP), 又は  
3名の刑罰適用判事の合議体から構成される刑罰適用裁判所 (tribunal de l'application des peines・TAP)

刑罰適用判事

: 10年以下の拘禁刑を宣告された受刑者、あるいは、  
宣告刑の長さに係わらず、残刑期間が3年以下の受刑者について  
仮釈放を決定。

## 刑罰適用裁判所

: 10年を超える拘禁刑を宣告され、かつ、  
宣告刑の長さに係わらず、残刑期間が3年を超える者について、  
仮釈放を決定

### ・決定に際しての審査の態様

#### (原則) 対審制

検察官の意見聴取

対象者(受刑者)の観察記録の確認

対象者が弁護士を選任している際は、弁護士の意見も聴取

被害者の意向も聴取されうるが、任意。

被害者の参加(出席)は認められていない(司法官 = magistrat = である刑罰適用判事が審査する以上、公平性等の面で問題ないから)

#### (例外) 対審を開かずに決定により仮釈放を認める。具体的には、

検察官が仮釈放に反対ではなく、

他の関係者も特段の反対意見を述べない場合

#### (実態) 受刑者側に要請される態度(その有無が SPIP 等により判断される)

再社会化(reinsertion・社会復帰)のための真摯な努力。具体的には、  
上述した から の要件を満たしていること。

### ・運用状況

2006年に仮釈放が認められたのは、5,679名。

刑罰の修正(総数)の27%に該当。

2005年に比べると4パーセントの減少

2005年に仮釈放が認められたのは、5916名。

刑罰の修正(総数)の30%に該当。

2004年に比べると2.5パーセントの減少

しかし、10年以上の拘禁刑が宣告された者との関係で言えば、(その者について管轄を有するのは、刑罰適用裁判所である) 仮釈放率は、2004年から2005年に向かって4パーセント上昇し、2005年では245名を数えている。

・仮釈放の取消

(要件) 仮釈放期間に、以下のいずれかが生じた場合  
新たな犯罪の実行、  
顕著な不品行(善行不保持)、  
義務の不遵守

(決定機関) 仮釈放を決定した裁判官(刑罰適用判事)又は裁判所(刑罰適用裁判所)の管轄に属する裁判官又は裁判所

刑罰適用判事が取消の権限を有する場合、彼は SPIP の意見を聴取した後に判断を下す。

刑罰適用判事は、受刑者に対して、勾留状を発することができる。

刑罰適用裁判所が取消の権限を有する場合、仮釈放取消の申立は、刑罰適用判事が行う。

(4) 外部収容(placement a l'extérieur)

・主要関連規定

刑法典第 132 - 25 条, 第 132 - 26 条,  
刑事訴訟法典第 722 条ないし第 723 - 6 条等

・意義

受刑者を(観念的には)行刑施設に拘禁しつつ、外部の収容場所で活動させることで、刑の執行があったものとする制度。

外部での活動を許可することで、受刑者の再社会化の可能性を高め、仮釈放への移行、ひいては早期の社会復帰を図るもの

この「刑罰の修正」としての外部収容は、  
(a) 行刑上の監視付きのものと、(b) 行刑上の監視無しのものに区別される。

更に、外部収容が「刑罰の修正」以外として用いられる場合がある(以下のとおり)。



(c)大審裁判所 ( tribunal de grande instance ) の裁判長により、有責性の事前承認手続 ( 刑訴 495-7 条 ) の課程で宣告されるもの ( 主刑 )

(d)軽罪裁判所 ( tribunal correctionnel ) によって宣告されるもの ( 主刑 )

(e)刑罰適用判事 ( JAP ) により、宣告された拘禁刑が未執行の場合に、それに代えて宣告されるもの ( 代替刑 )

( 被告人が起訴事実を認めた上で、検察官が量刑をするという手続。刑罰としては、「市民 ( としての ) 研修」への参加等が予定されている )

・ (a) 行刑上の監視付きの外部収容

行刑施設外で、行刑当局の監督下、雇用されることを、受刑者に認めるもの。受刑者は、( 行刑施設長による申立に基づく ) 刑罰適用判事による承認がない限り、仕事を終えた後、毎日、行刑施設に戻る。( この点では、後述する半自由に類似している )

対象者は以下のとおり。

- (1) 残刑期間が5年以下であり、かつ、過去に6か月を超える拘禁刑の宣告を受けたことがない者
- (2) 半自由を受けうる時間的条件を満たしている者
- (3) 仮釈放申請の提案を受けている者 ( その場合には、前歴及び残刑の有無を問わない )

対象者は、以上の要件を満たすことに加えて、自己の人間性、前歴、受刑中の品行、社会復帰の保証という観点から、自己の安全性と公共の秩序に対して有害ではないことを示さなければならない。

・ (b) 行刑上の監視無しの外部収容

行刑施設外での活動を、以下の理由から受刑者に認め、それにより、刑の執行があったと認めるもの。

- ( ) 一定の教育や実習 ( stage )、研修を受けること、
- ( ) 一時的に就労すること、

- ( ) 家族生活にとって不可欠な行事に参加すること、
- ( ) 治療を継続すること
- ( ) 歴史的遺産や海岸等にある建築物の修理・改築等に従事すること等

行刑上の監視無しの外部収容は、対象者を仮釈放に移行させうるか否かを確認するために、用いられることが多い

対象者は以下のとおり

- (1) 残刑期間が1年以下の者、又は
- (2) 仮釈放を受けうる時間的条件を満たし、かつ、残刑期間が3年以下の者。  
この対象者には、libreの状態にある者であって、要件(1)に加えて(3)をも満たす者も含まれる。
- (3) 1年以下の拘禁刑を宣告された者

対象者は、自己の人間性、前歴、受刑中の品行、社会復帰の保証という観点から、自己の安全性と公共の秩序に対して有害ではないことを、示さなければならない。

この類型の外部収容を許可された者は、行刑当局と協定を結んだ団体が提供する居住施設に収容され、その監督下で様々な活動を行う。

その協定により、ケース毎に、受刑者に支払われる給与の額、監督の態様、教育の程度等が決定される。

当該団体は、被収容者に関する情報を行刑当局に報告する義務を負う。

対象者は、毎日、決められた作業が終了すれば、行刑施設外の施設に戻り、宿泊する。

また、対象者は、(後述する)半自由の場合と同様の義務を負う。

(例えば、行動予定表に従うこと、被害者への賠償に努めること、被害者等特定人に遭遇しないようにすること)

これらの義務は、(対象者と)その雇用者等との協定において明記される。

外部で労働に従事する際(例えば、タンカーの座礁事故により海岸が汚染された場合に、その清掃に従事すること)には、雇用主との契約により、給与を得ることができる(半自由の場合と同様である)。

外部収容に付されている者は、その旨を示す証明書を、携帯しなければならない（後述する半自由の場合と同様である）。

- ・ 効果

一般的には、上記「意義」で説明したとおり。

(a) 行刑上の監視付きの外部収容

拘禁刑は執行中であつた場合であり、残刑期間につき、外部収容が実施される。

行刑施設の外部で、行刑施設（具体的には SPIP）の監督の下で稼働し、その労働の成果は、行政庁、地方自治体等に帰属するものとされる。

具体的な仕事の内容としては、地方自治体における建設業務への従事、環境整備（海岸の清掃）、遺産の維持（モニュメントのリストア）等が挙げられる（結局、作業内容の点では、(a),(b)で大きな差はない）。

(b) 行刑上の監視無しの外部収容

拘禁刑が執行中であつた場合には、残刑期間につき、外部収容が実施される。

対象者は、行刑施設と協定を締結した団体の下で種々の活動（労働、教育、治療の実施等）を行う。その団体により、宿泊場所も提供される。従って、対象者は、行刑施設の監視下におかれた団体によって監視されることになる。当該団体は、対象者の行動について、行刑施設に報告する義務を負う。

(a) 行刑上の監視付きの外部収容のみならず、(b) 行刑上の監視無しの外部収容も、観念的には対象者の行刑施設内への拘禁が継続しているとの前提であるため、対象者には、施設内部の規律が適用され、その違反は懲戒を始めとする不利益処分の理由となる。即ち、外部収容先での素行不良ないし遵守事項不履行が認められれば、刑罰適用判事により種々の処分が下され、最終的には、外部収容の許可が取り消され、受刑者は通常の拘禁刑に復帰する。

- ・ 請求権者

受刑者本人。

「犯罪の進化に司法を適合させるための法律」(2004年法律2004-204号・2004年3月9日)が規定する犯罪について有罪とされた者との関係では、SPIPの所長のみが請求権者  
(半自由の場合と同様である)

- ・ 決定権者

刑罰適用判事

- ・ 決定に際しての審査の態様

仮釈放の場合と同様。  
SPIPの関与もありうる

- ・ 運用状況

2006年中に出された外部収容の総決定数(刑罰の修正として)は、2,528件。

刑罰の修正(総数)の12%に該当。

2005年に比べて2パーセント増。

2005年中に出された外部収容の総決定数は、2,478件。

刑罰の修正(総数)の13%に該当。

2004年に比べて11パーセント増。

#### (5) 半自由(semi-liberté)

- ・ 主要関連規定

刑法典第132-25条, 第132-26条,  
刑事訴訟法典第723条ないし第723-6条等

- ・ 意義

拘禁刑の執行を受けている者に対して、その刑の一部につき、その通常の執行場所である行刑施設外で執行させるもの。

対象者を行刑施設から出所させ、特定の領域(「半自由区」)にて確保しつつ

一定の自由を与えることで、その再社会化を徐々に図るもの。  
半自由には、行刑施設における過剰収容を回避する目的もある。

受刑者は半自由区に移されるが、行刑施設内での拘禁自体は継続されているものと観念される。その上で、個々の受刑者に即して作られた社会復帰計画に従い、受刑者に半自由区からの外出を許可する。

毎日、受刑者は、半自由区から外出して労働に従事等するが、この定められた作業が終了すれば、半自由区に帰還する義務を負う。

毎日、行刑施設への帰還が義務づけられている（施設内では、内部規則に従う義務がある）点から、半自由は、他の刑罰の修正に比べて、拘束の度合いが大きい。

半自由を実施する区は、次の三つに整理される。

- 1) 一般の行刑施設内の半自由区、
- 2) 半自由のための専門施設（15カ所）（食堂はあるが面会室はない）
- 3) 刑罰修正センター（3カ所）内の半自由区、

以上の意味での半自由は、執行されている拘禁刑に係る「刑罰の修正」として選択されるものであるが、半自由には他の二つの種類も認められる。

第一は、拘禁刑を宣告された既決の者につき、当該拘禁刑が執行されていない場合（libreの状態にある場合）に、刑罰適用判事が半自由を決定する場合である。

第二は、直接宣告される刑罰としての半自由であり、軽裁判所が直接、半自由を宣告する場合である。

#### ・ 要件

対象者は、1年以下の拘禁刑を宣告された者、又は  
残刑期間が1年以下の者

この対象者には、libreの状態にある者も含まれる。

半自由を執行する目的は、主として、次のとおりである。

金銭を得るための行為に従事させるため。  
教育あるいは職業訓練を受けさせるため。  
社会復帰のための研修や暫定的な仕事に従事させるため。  
治療を受けさせるため。  
家庭生活へ参加させるため。

- ・ 効果

半自由を許可された者は、半自由区に収容される。  
その後、受刑者個々人に設定された計画に従い、一定の時間、半自由区からの外出が許可され、外部での仕事や研修等を履行する。その際、半自由に科せられた上で外出を許可されていることを示す証明書を、携帯しなければならない。  
外部で労働に従事する際には、雇用主と契約を結び、給与を得ることができる。  
それ以外の時間は、半自由区に戻る。

計画設定に際して、種々の遵守事項が定められる。  
(例えば、行動予定表に従うこと、被害者への賠償に努めること、被害者等特定人に遭遇しないようにすること)  
遵守事項不履行ないし義務違反が認められれば、先ず、施設内での懲戒がなされるが、不履行等が顕著であれば、刑罰適用判事によって、半自由の許可が取り消され、受刑者は通常の拘禁刑に復する。

なお、仮釈放の前置措置として半自由が許可された場合には、その実施状況により、仮釈放への移行が、事実上、認められ得る。  
その場合、半自由が執行されるのは、数ヶ月であることが多い。

- ・ 請求権者

受刑者本人

「犯罪の進化に司法を適合させるための法律」(2004年法律2004 - 204号・2004年3月9日)が規定する犯罪について有罪とされた者との関係では、SPIPの所長のみが請求権者

- ・ 決定権者  
刑罰適用判事（宣告され、確定した拘禁刑が未執行の場合）  
軽罪裁判所

- ・ 決定に際しての審査の態様

刑罰適用裁判所：仮釈放の場合と同様。

軽罪裁判所：主刑の通常的判断

- ・ 運用状況

半自由を認める決定（上記三類型総計）は、2006年ではは6,751件。

刑罰の修正（総数）の32%に該当。

2005年に比べて、2パーセント増。

#### （6）電子監視 (placement sous surveillance électronique ・ PSE)

- ・ 主要関連規定

刑法典第132 - 26 - 1条，第132 - 26 - 2条，

刑事訴訟法典723 - 7条ないし第723 - 14条等

- ・ 意義

一定の時間、自宅又は（刑罰適用判事によって指示された）特定の場所から離れることを禁止する決定を受けた者が、当該決定を実施するために、電子的な監視に付されること。

行刑施設には入らない形での刑罰の執行としての電子監視と、司法監視の一態様としての電子監視がある。

自宅等に居ることとされた時間帯（例えば、19時から翌日の朝8時まで）対象者がその場所から外出すれば、対象者の足首又は手首に装着された（時計大の）端末から発するべき信号が、電話回線を通じて設置されたポストを経由して監視センターに転送されないために、決定違反の事実が直ちに認識される（センターにおいてアラームが鳴り、その事実が直ちに検察官、裁判官、SPIPに伝達される）という仕組みになっている。

電話回線、即ち、固定式電話の設置が、監視の前提であるため、固定式 (fixe) 電子監視と呼ばれている。

他方で、近時は、GPSを経由して直接監視センターが端末からの信号を感知する方式の電子監視も導入されている。これは、移動式 (mobile) 電子監視と呼ばれている。

移動式電子監視は、刑罰の修正としては使われていない。

移動式電子監視は、既に、法制度上は施行されているが、実際には試験的に運用されているに止まる。2007年3月現在、移動式電子監視の対象者は8名に止まっている。

以下で説明されるのは、固定式電子監視としての「電子監視」である。

固定式電子監視は、執行されている拘禁刑に係る「刑罰の修正」として選択されるものである。

他の「刑罰の修正」の場合と同様に、電子監視に付された者は、以下のことをなす。

- ( ) 一定の教育や実習 (stage)、研修を受けること、
- ( ) 一時的に就労すること (給与を得ることも可能)
- ( ) 家族生活にとって不可欠な行事に参加すること、
- ( ) 治療を継続すること
- ( ) 被害者への損害賠償をすること

他方で、固定式電子監視には、これ以外に、司法監視の手段として、以下の諸段階で用いられ得る (注 第三と第四の類型は、「刑罰の修正」に分類されると思われるが、文献では、「司法監視の手段」として説明がなされている)。

第一は、予審段階において、予審判事が未決勾留の代わりに予審対象者を司法監視に付す場合に、その手段として用いられる電子監視。

第二は、有責性の事前承認手続の課程において用いられる電子監視。

第三は、判決裁判所が1年以下の拘禁刑を宣告した後に、刑罰適用判事 (JAP)



がオールドナンスに基づき、当該拘禁刑の執行方法の態様として、電子監視を決定する場合（注を参照）。

第四は、1年以下の拘禁刑を宣告された既決の者につき、当該拘禁刑が執行されていない場合に、刑罰適用判事が決定する電子監視（注を参照）。

第五が、拘禁刑の実施の過程において、一定の条件の下で受刑者に付せられる電子監視であり、これが上記の「刑罰の修正」としての電子監視。

- ・ 要件

対象者（即ち、上記「第五」の対象者）は、次のとおり。

- (1) 1年以下の拘禁刑を宣告された者、又は、
- (2) 残刑期間が1年以下の者

対審を通じて、要件の具備が確認される。

電子監視に付されることにつき、対象者の同意が必要とされる。

- ・ 効果

上記「意義」のとおり

刑罰適用判事は、対象者に、他の義務（例えば、刑罰適用判事の呼び出しに応じる義務）を付加することもできる。

受刑者が指定された時間に自宅等に居なかった場合、その旨の報告は直ちに刑罰適用判事と検察官に送信される。そこで、検察官は、その後の対応を決める。

刑罰適用判事は、義務不履行が認められた受刑者に対して、勾引状ないし勾引勾留状を発布することができ、最終的にはこれを行刑施設に戻すことができる。

（上述のように）電子監視も、仮釈放への移行措置として試験的に利用される場合がある（半自由の場合に同じ）

- ・ 請求権者

受刑者本人

「犯罪の進化に司法を適合させるための法律」(2004年法律2004-204号・2004年3月9日)が規定する犯罪について有罪とされた者との関係では、SPIPの所長のみが請求権者(半自由の場合に同じ)

- ・ 決定権者

刑罰適用判事

- ・ 決定に際しての審査の態様

仮釈放、半自由の場合に同じ

- ・ 運用状況

上記4種類の電子監視を総合すると電子監視に付する旨の決定は、2006年において6,288件。

刑罰の修正(総数)の30%に該当。

2005年に比して52パーセント増。

2005年において電子監視に付する旨の決定は、4128件。

刑罰の修正(総数)の22%に該当。

2004年に比して41.6パーセント増。

2006年1月1日現在において、電子監視が実施されてきた件数は、その実験的实施以来の通算で15000件以上。また、同日現在で実施されていた電子監視の数は884件であり、そのうちの13件が、司法監視の手段としてであった。

近時は、フランスでも携帯電話が普及してきたため、固定式電子監視の実施が困難になってきている。そこで、SPIPが電子監視の対象者のために、居住地を確定し、電話回線の設置につき援助をしている。

なお、電子監視は、装置を身体に装着して対象者を監視下におく処分であるため、対象者が感じる精神的圧迫には相当なものがあり、経験則上、2-3 ヶ月の実施が限度であるとも言われている。

そこで、「仮釈放の前段階としての電子監視」においては、刑罰適用判事も、電子監視から仮釈放への移行を、比較的早く行う傾向があると言われている。

- ・ 電子監視の取消

電子監視の取消事由は、以下のとおり。

- ( ) 禁止事項ないし義務事項の不遵守
- ( ) 顕著な不品行
- ( ) 新たな犯罪の実行
- ( ) 電子監視の執行に必要な条件維持のための改良の拒否
- ( ) 対象者からの申し出 ( 特徴的 )

取消申請がなされた場合、刑罰適用判事は対審手続を経て判断しなければならず、その決定には不服申し立てが可能である。

### 3 公益奉仕命令 ( travail d'intérêt général ・ TIG )

- ・ 意義

1983 年 6 月 10 日の法律により制定。

拘禁刑を回避する ( 代替刑 ) の一種。

刑罰の修正の一種ではないが、拘禁刑回避の手段としては、同様の機能  
有罪宣告された者に、制裁として、社会にとって有益な行動を義務付けることにより、その者の行刑施設への拘禁を回避するもの。

TIG は、次の二つの態様において実施されうる。

- (1) 主刑として
- (2) 執行が猶予された拘禁刑 ( = 主刑 ) の補充刑として

TIG は、行刑施設外部の者 ( 公共団体、公施設法人等 ) の協力に依存する、特殊な刑罰である。

( 例えば、司法省と赤十字との間では、TIG に関する協定が締結されている。 )

Convention nationale entre la Croix Rouge et l'administration pénitentiaire signée en juillet 2003 )

TIG としてなされる労働は無報酬であり、地方公共団体の計画において従前から存在している有償の仕事と抵触してはならない。

他方で、有罪宣告された者が賃金を得て労働した場合には、その者の法定労働時間の制限（12 時間）とは別に、TIG に要する時間を換算できる。

- ・ 効果

拘禁刑の代替刑として、主たる制裁として TIG が言い渡される場合、有罪と認定された者は、これを受け入れなければならない（同意不要）。

TIG として認められる時間は、次のとおり。

違警罪の刑罰としては、20 から 120 時間

軽罪の刑罰としては、40 から 210 時間

重罪には適用されない。

いずれの場合においても、TIG は 18 ヶ月以内に実施されなければならない。

- ・ 運用状況

2005 年 1 月 1 日現在では、SPIP の監視の下で実施された TIG の案件は、16885 件である。

#### 4 執行猶予に関する制度の概観

- ・ 種類

単純執行猶予（sursis simple）

保護観察付き執行猶予（sursis avec mise à l'épreuve）

公益奉仕労働の義務を伴う執行猶予（sursis assorti de l'obligation d'accomplir un travail d'intérêt général）

- ・ 内容

単純執行猶予 ( sursis simple )

拘禁刑の一つ ( 譴責と抑止の効果を有する刑罰 ) としての位置づけ。  
5 年以内に、新たに犯罪を犯し、拘禁刑が宣告される場合を除く。

単純執行猶予は、  
宣告刑の一部について ( ex. 拘禁刑 4 年、単純執行猶予 3 年 )、あるいは、  
その全部について ( ex. 拘禁刑 4 年、単純執行猶予 4 年 )、可能。

保護観察付き執行猶予 ( sursis avec mise à l' épreuve )

刑法典 132-40 条以下に規定  
拘禁刑の一つとしての位置づけ。

保護観察期間 ( 18 ヶ月以上 3 年以下 ) 中、有罪宣告された者が、その課された種々の義務を遵守する場合には、拘禁刑の執行を猶予するもの。

保護観察期間中、有罪宣告された者は、刑罰適用判事及び SPIP の監督下に置かれる。

2006 年 1 月 1 日現在においては、120676 件の保護観察付き執行猶予が SPIP の監督の下で実施されていた。

公益奉仕労働の義務を伴う執行猶予

拘禁刑の一つとしての位置づけ。

有罪宣告された者の同意がなければ、これを命ずることはできない ( 強制労働は禁止されているため )。

基本的には、と同様の発想に基づく制度だが、の要件に加えて、無償で、公法人等のために労働することが、本質的な要素として付加されている点に、の特徴がある。

公益奉仕労働に係る時間は、40 時間以上、210 時間以下である。また、この労働を、の宣告後、18 ヶ月以内にしなければならない。

の期間中に再犯に至った場合、監督及び ( に必要な ) 援助を遵守しない場合、その他の義務を遵守しない場合、公益奉仕労働の一部又は全部を達成しない場合には、刑罰適用判事により、は取り消されうる。

資料については，添付を省略。